

報告第 1 4 号

債権放棄の報告について

京丹後市債権の管理に関する条例（平成 2 2 年京丹後市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定により権利を放棄した債権について、同条例第 1 5 条第 2 項及び京丹後市債権の管理に関する条例施行規則（平成 2 2 年京丹後市規則第 1 4 号）第 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別紙)

番号	所管部局(課)	名称	件数	金額	放棄した時期	放棄した理由	備 考
1	上下水道部 (経営企画整備課)	水道料金	83件	397,483円	令和7年3月	条例第14条第2号	破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
2	久美浜病院 (管理課)	診察料	35件	468,156円	令和7年3月	条例第14条第2号	破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
小 計			118件	865,639円			
合 計			118件	865,639円			